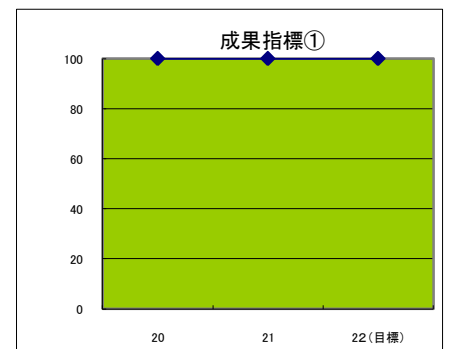
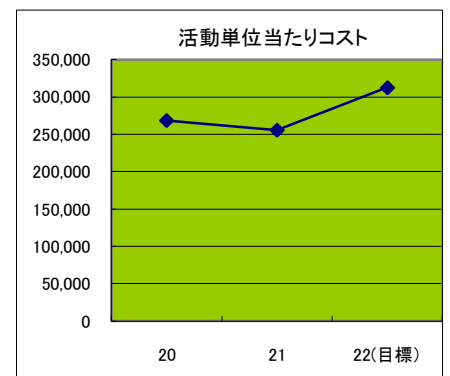


事務事業名		母子生活支援施設入所事業		予算科目	会計	1	一般会計	
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	3	次代を担う子どもを育むまち		款	3	民生費	
	施策(節)	1	子育て支援		項	2	児童福祉費	
	施策の方向	(1)	子育て家庭への支援の充実		目	5	入所施設措置費	
関連する計画等				事業	1	母子福祉		
作成部署				保健福祉部子育て支援課				
対象(誰を・何を)				連絡先	072 - 958 - 1111 内線 1250			
保護を必要としている母と子								
意図(どういう状態にしたいのか)								
保護を実施すると共に自立の促進のために生活を支援する。								
事業の内容				経済的な理由や、最近ではDV(配偶者からの暴力など)による一時避難など相談を受け、必要性があると判断した場合、相談内容にあった施設を探すとともに入所に至るまで対応、その後も母子の自立に向けて、相談や援助を進めていく。				
根拠法令等				児童福祉法				
事業開始時期				☒ 昭和 34 年開始 ☐ 明確にはわからない ☐ 平成 ☐ 市制施行(昭和34年)以前より行っている		終了年度 平成 年度		
事業開始時からの状況変化				事業の理念は変わらないが、DVによる保護などが新たに役割として加えられている。				
市民や議会の要望								
実施手法				☐ 直営 ☐ 一部委託 ☒ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☐ その他()				
委託先				☐ 市外郭団体委託 名称() ☐ 民間委託 ☐ その他		委託内容 母子生活支援施設入所		

区 分		20年度	21年度	22年度
		(実績)	(実績)	(見込み)
事業費【1】 (千円)		9,868	9,589	12,000
人件費【2】 (千円)		1,125	1,125	1,125
職員数	正規職員	0.15 人	0.15 人	0.15 人
	再任用職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	嘱託職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	臨時職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	超過勤務(参考) (時間)	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間
総事業費 (【1】 + 【2】) 【A】 (千円)		10,993	10,714	13,125
財源内訳	国費 (千円)	4,934	4,705	5,986
	府費 (千円)	2,467	2,382	2,993
	市債 (千円)			
	その他 (手数料・使用料等) (千円)	0	58	26
	一般財源 (千円)	3,592	3,569	4,120
活動指標(事業の活動実績)【B】 単位		20年度	21年度	22年度(目標)
① 入所世帯人数 (延べ)		41	42	42
②				
③				
活動単位当たりコスト (【A】 / 【B】 ①)		268,122 円	255,095 円	312,500 円
市民1人当たりコスト (【A】 / 人口)		92 円	90 円	110 円



成果指標	指標名		単位	指標設定の考え方	平成20年度		平成21年度		平成22年度
	①	入所率	%	入所必要に対する入所世帯数の割合	目標	100	100	達成率(%)	100
		(式) 入所世帯数÷入所必要世帯数			実績	100	100	100.0	
	②	(式)			目標			達成率(%)	
					実績				

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	保護が必要な母子の最後の受け皿となっている。法的にも児童福祉法により国の責務となっている。
	○		○	○	○						

分析・評価

視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
妥当性	市民ニーズが高い	☐	☐	☒	保護の必要な母子の相談があった場合、その生活を守る点で、妥当性とともな緊急性も高い。
	市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☐	☐	☒	
	社会情勢の変化に対応している	☒	☐	☐	
	他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☐	☐	☒	
	国・府の事業と重複していない	☐	☐	☒	
	事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☐	☐	☒	
	緊急性が認められる	☐	☐	☒	
効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など)	☒	☐	☐	必要な事例が発生した場合、基本的に拒否できない。母子の入所までの相談、入所の決定など一連の行為は、児童福祉法で自治体の責務となっている。
	受益者負担の割合は適当である	☒	☐	☐	
	人員を削減する余地がない	☒	☐	☐	
	事業費を削減する余地がない	☒	☐	☐	
	簡略化できる方法や手段がない	☒	☐	☐	
	市の他事業と重複していない	☒	☐	☐	
	民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない	☒	☐	☐	
有効性	上位の施策(目的)が明確である	☒	☐	☐	必要な事例が発生した場合、基本的に拒否できない。母子の入所までの相談、入所の決定など一連の行為は、児童福祉法で自治体の責務となっている。
	上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である	☒	☐	☐	
	成果を向上させる余地がない	☒	☐	☐	
	市民の視点にたってサービスが提供されている	☒	☐	☐	
協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☐	☐	☒	
	事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☐	☐	☒	
	事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☐	☐	☒	
	事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☐	☐	☒	
達成度	成果指標の目標値は適正である	☒	☐	☐	必要な人に対しては100%入所させている。
	成果指標の実績値は目標値以上である	☒	☐	☐	
	成果指標は前年度より向上している	☒	☐	☐	

担当 部局 評価	総合評価	
	☐ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	
	評価の理由	
	児童福祉法23条で行なう事業であり、保護が必要な母子の最後の受け皿となっている。	
	今後に向けて(取組方針、具体的な改善改革案など)	
行 事 本 部 評 価	法に沿って取り組みをすすめる。	
	総合評価 評価理由・意見 ☒ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	